

## 議案第34号

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件  
芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年11月26日提出

芽室町長 手 島 旭

### 芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第18条の4の規定は、任期が1年のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当の支給について準用する。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第18条の4の規定は、任期が1年のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間及び1月間当たりの勤務日数が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 説 明

令和7年度からフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、当直料、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2と3 一略一</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第15条の2 <u>給与条例第18条の4の規定は、任期が1年のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第25条の2 <u>給与条例第18条の4の規定は、任期が1年のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間及び1月間当たりの勤務日数が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、当直料、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2と3 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	